

# 塩竈市臨時記者会見

日 時：令和4年5月12日(木)10時～  
場 所：塩竈市役所3階北側委員会室

## 一 次 第 一

1. あいさつ

2. 説明項目

・塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤りについて

[市民生活部 税務課 ☎022-355-5847]

3. 質疑応答

4. その他

令和4年5月12日

臨時記者会見資料

市民生活部税務課

## 塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤りについて

### 1. 概要

平成24年度の復興特区制度開始から、本市では、「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、指定事業者が特定復興産業集積区域(以下「復興特区」といいます。)内において、新設又は増設した資産について、固定資産税の課税免除を実施しております。

この度の復興特区の固定資産税の課税免除の誤りにつきましては、償却資産の種類のうち、課税免除の対象資産とならないものを、課税免除の対象としていたものです。

償却資産の種類	課税免除の対象資産	備考
構築物（建物附属設備）	○	
機械及び装置	○	
車両及び運搬具	×	処理誤り※
工具、器具及び備品	×	処理誤り※

### 2. 影響額等について（令和4年5月6日時点）

(1) 課税誤りの総額 16事業者（延べ66事業者） 5,268千円

年 度	課税免除延べ事業者数	課税誤り延べ事業者数	課税誤りの総額
平成25年度	5	0	0円
平成26年度	16	2	529,381円
平成27年度	25	6	1,105,854円
平成28年度	29	9	975,812円
平成29年度	37	11	858,887円
平成30年度	37	10	583,005円
令和元年度	32	13	651,500円
令和2年度	31	9	276,000円
令和3年度	20	6	287,900円
計	232(44※)	66(16※)	5,268,339円

※ 新設又は増設した資産は、その翌年度から5年間の課税免除対象となります。

※ ( )内の数字は、実際に課税誤りのあった事業者の実数になります。

### 3. 今後の対応について

早速、誤りのあった課税内容を見直し、できる限り早期に対象となった事業所様を直接訪問させていただき、お詫びと誤った課税内容についてご説明を行うとともに正しい納税通知書をお届けしたいと考えております。

また、今後は、賦課徴収の根拠法令を再確認し、基本的事項の理解を深め、税務課職員の資質向上に努めるとともに、二重三重のチェック体制が働くような組織体制を構築し、適切な業務の執行に努めてまいります。

# 民間投資促進特区における優遇制度

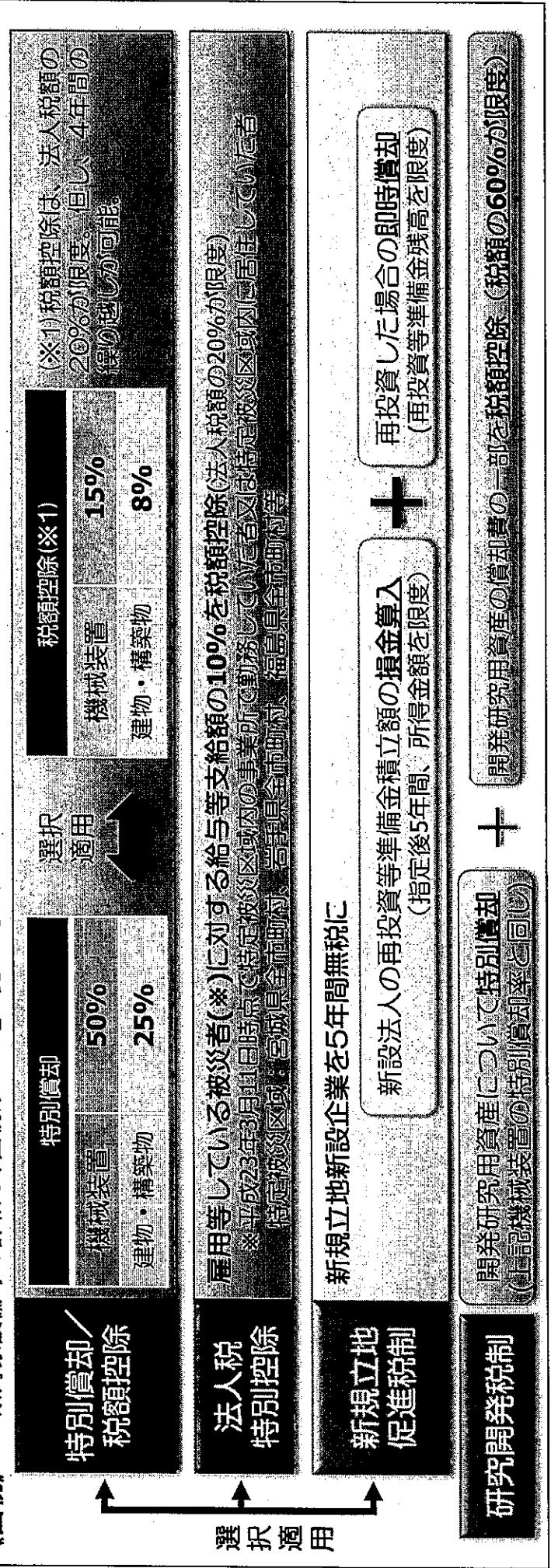
宮城県

## 税制上の支援措置

【令和6年3月末まで】

特定復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。  
なお、法改正に伴い、令和3年4月1日以降、対象区域が沿岸15市町の一部（特定復興産業集積区域）に重点化されます。対象区域につきましては、県HPよりご確認ください。

### 《国税》※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください。



**《地方税》 地方税の課税免除**: 特定復興産業集積区域（ものづくり産業版）含む市町  
(法人税特別控除以外) は、県及び市町村の条例で定めるとともに、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。【対象税目・・・法人事業税(県)、不動産取徴税(県)、市町村】

(注) 特定復興産業集積区域（ものづくり産業版）含む市町 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町 計15市町

現在地 [ホーム](#) > [分類で探す](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [固定資産税・都市計画税](#) > 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

# 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

更新日：2021年9月1日更新

## 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

塩竈市から指定を受けた法人等が、塩竈市域内にある復興産業集積区域（復興特区）内において、一定の事業のために新設・増設した資産（施設・設備等）について、新たに課されることとなった年度以降5年度分の固定資産税が免除されます。

### 1. 課税免除となる資産

復興推進計画の認定日（復興特区の認定日）から令和6年3月31日までの間に、復興特区内において新設・増設した資産（施設・設備）が課税免除の対象になります。

※中古の資産（施設・設備）は、課税免除の対象とはなりません。

### 2. 課税免除を受けるためには

(1)復興推進計画の決定日から令和6年3月31日までの間に塩竈市から指定を受けること。

(2)次のいずれかの特例に係る指定を受けること。

(ア) 特別償却または税額控除（東日本大震災復興特別区域法第37条）

(イ) 研究開発税制（東日本大震災復興特別区域法第39条）

(ウ) 新規立地促進税制（東日本大震災復興特別区域法第40条）

※資産を新設・増設した年の翌年の納期限 7日前までに、課税免除の申請書に、上記(1)で

指定を受けたことを証する指定書（写）等の必要書類を添えて、申請してください。

### 3. その他

資産を新設・増設しなかった年についても、課税免除が適用されている資産をお持ちの場合は、課税免除適用期間中、毎年申告が必要となります。

### 4. 復興特区に係る問い合わせ先

制度全般について・・・・市民総務部政策課企画係 022-355-5631

指定申請、事業実施報告・・産業環境部商工港湾課みなとまちづくり係 022-364-1124

課税免除について・・・・市民総務部税務課固定資産税係 022-355-5934

### このページに関するお問い合わせ

#### 税務課 固定資産税係

〒985-8501 塩竈市旭町1番1号(本庁舎1階)

Tel : 022-355-5934

Fax : 022-364-1119

メールでのお問い合わせはこちら

- 1 記者会見での回答内容の修正について
  - (1)課税誤り対象事業所の所在地について

(誤) 新浜町、北浜、中の島 ※  
(正) 新浜町、杉の入、港町、貞山通  
※ 記者会見の場では、特定復興産業集積区域の所在地について回答しておりました。
- 2 追加説明事項について
  - (1)遡及して課税を行う法的根拠について

地方税法第17条の5第1項により、更正、決定又は賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないとされています。

昭和二十五年法律第二百二十六号  
**地方税法**

**第一章 総則**

**第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効**

**第一款 更正、決定等の期間制限**

**(更正、決定等の期間制限)**

**第十七条の五** 更正又は決定は、法定納期限（隨時に課する地方税については、その地方税を課すことができることとなつた日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

- 2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。
- 3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。
- 4 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。
- 5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。
- 6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金（第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第一百四十四条の四十七第五項、第一百七十二条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の十二第五項、第七百一条の六十一第五項、第七百二十二条第五項又は第七百三十三条の十八第六項の規定の適用があるものに限る。）についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。
- 7 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して七年を経過する日まですることができる。

市民生活部長 総務部長

長峯 清文 佐藤 俊幸

税務課長  
鈴木 忠一

固定資産税係長  
相澤 和慶

進行：秘書広報課長

扇谷 剛四

報道機関 記者席

テレビカメラ設置スペース

案内